議題１（委員会決裁事項（規則第３条第６号））

知事からの意見聴取に対する回答の承認について

　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和５年６月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第５条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第７条第２項に基づき承認する。

令和５年６月26日

大阪府教育委員会

〇予算案

　１　令和５年度大阪府一般会計補正予算（第２号）の件（教育委員会関係部分）

〇条例案

　１　非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例一部改正の件

２　職員の特殊勤務手当に関する条例及び大阪府警察職員の特殊勤務手当に関する条例一部改正の件

３　大阪府附属機関条例一部改正の件

４　大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件

５　大阪府学校医等の公務災害補償に関する条例一部改正の件

＜参考＞

　　〇大阪府教育委員会事務決裁規則

（事務の専決及び代決）

第５条　第３条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

（専決した事項等の報告）

第７条　　（略）

　２　第５条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。